

職業安定分科会(第 213 回)	資料4
令和7年5月 16 日	

「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」の改定について（案）

「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」の改定について（案）（概要）

職業安定局雇用政策課
労働市場情報整備推進企画室

1. 手引の趣旨

- 「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」については、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）において、「厚生労働省は、労働者がより適切に職業選択を行うため、また、企業にとっては円滑な人材確保を図るため、企業に公表を推奨すべき情報等について検討し、開示の項目や方法を整理した職場情報の開示に関するガイドライン（仮称）を策定するなど、必要な措置を講ずる」とされたことを踏まえ、令和6年3月に策定。
- 各企業等がよりよい採用活動を行う上で参考とできるよう、現行の労働関係法令等で定められている開示項目等の整理及び求職者等が求める情報を例示するほか、企業等が職場情報を提供するに当たっての一般的な課題や対応策を示している。

2. 改定の概要

策定から1年が経過していることから、

- ① インターネットやSNS等で労働者を募集する際の記載事項の追加
- ② 「職場情報総合サイト（しょくばらぼ）」の令和6年度リニューアル内容の反映
(※) 令和7年2月、掲載できる企業を「法人番号を持つ全ての企業」へと拡大する等のリニューアルを実施。
- ③ 別表（労働関係法令等において定められている開示・提供項目等）の内容の最新化
(※) 「職業安定法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」の改正内容等を反映。
- ④ その他記載の明確化

等の改定を行う。

3. 改定日

- 令和7年5月下旬（予定）